

令和7年第5回教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和7年11月20日(木)午後1時30分から

2 場 所 男鹿市役所 3階 第三委員会室

3 出席者 教育長 鈴木 雅彦
委員 三浦 良忠
委員 山王丸 由利絵
委員 古仲 宗雲
委員 齊藤 幹

4 出席職員 教育総務課長 湊 留美子
こども未来課長 清水 琢
教育総務課主幹 原田 一生
教育総務課主幹 田口 貴久子
こども未来課主幹 伊藤 昌人
こども未来課主幹 千釜 由紀子

5 議事日程及び議案

日程第1 令和7年第4回会議録の報告・承認

日程第2 会期の決定

日程第3 教育長の報告その他事務事業の報告

日程第4 議事

議案第16号 男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する意見について

議案第17号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に関する意見について

議案第18号 男鹿市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第19号 令和7年度男鹿市一般会計補正予算(第5号)に関する意見について

日程第5 報告事項

(1) 事務局職員の人事異動について

(2) 男鹿市成人式「明日を創る成人の集い」について

(3) 令和7年9月定例会における一般質問(教育委員会関連)について

(4) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について

(5) いじめ・不登校の報告について(11月調査)

6 開会宣言 午後1時28分

7 会 期 (自) 令和7年11月20日
(至) 令和7年11月20日 1日間

8 閉 会 午後2時50分

【教育長】

それでは皆様、大変お疲れ様でございます。

早いもので、今年も残すところ1ヶ月と10日となりました。

11月に入って大きな行事としましては、11月1日、午前中に脇本第一小学校の創立150周年式典、そして午後には船川第一小学校の創立150周年記念式典が行われました。

両校ともに学習発表会と抱き合わせの日程でしたが、とても引き締まった式典で、子供たちの発表も大変立派でした。

それから、先々週からインフルエンザ感染により、学年閉鎖、学級閉鎖の措置をとった学校、こども園が続出しております。

学校には、都度マスクの着用や手洗いうがいの励行を指示しておりますが、なかなか収まりきれない状況にあります。

今日現在、学年閉鎖の措置をとっていますのは、船川第一小学校2年生、美里小学校1年生と3年生、そして、南中の2年生でこの後も感染の拡大が懸念されます。

クマ対策については、この後事務局から報告がありますが、11月10日午前9時30分頃、脇本第一小学校の玄関付近に体長約1メートルの熊が目撃されました。幸い児童・教職員に被害はありませんでしたが、児童生徒の登下校も含めまして十分に注意するとともに、引き続き安全対策をとって参ります。

withコロナが終息したと思ったら、withクマになってしまいました。

十分気をつけていきたいと思っております。

【教育長】

それではただいまから、令和7年第5回教育委員会会議を開催いたします。

日程第1第4回会議録の報告承認を議題といたします。

第4回の会議録の報告承認については、事前配布により内容を確認していただいていることとし、説明を省略させていただきます。

委員の皆様からはご署名いただきましたのでご異議ないものと認め、承認といたします。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。会期については本日1日としたいと思っております。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】

それでは、会期は本日1日といたします。

次に日程第3、教育長の報告その他事務事業の報告をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課主幹】

(資料に沿って説明)

【教育長】

今、事務局から報告がありました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

【三浦委員】

10月の8日ですね、この中に移動振興局というのがありますが、これはどんなものでしょうか。

【教育長】

この地区を管轄しています秋田地域振興局がそれぞれの自治体を回って、各自治体の首長をはじめ、部長の方々と懇談をして、県への要望などを行う会議です。

【教育長】

他にございましたらお願いいたします。

9月13日の土曜日に、男鹿市小中学生相撲大会が総合体育館でありました。今年度、初めて市内の保育園、こども園の子供たちも参加してくださいまして、かなり盛り上がりました。

参加した子供の人数よりも、周りで見ている保護者や家族の方の人数がはるかに多い状況で、非常に歓声も大きく、盛り上がってよかったなと思います。

各小中学生の他にも、保育園、こども園の子供たちも参加してくれたことが大会の次の盛り上がりにつながると思いますので、大変ありがたく思いました。

この報告につきましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】

それでは、次に日程第4に入ります。審議に入ります。

日程第4、議案第16号、「男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

それでは4ページをご覧ください。

議案第16号「男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案に関する意見について」であります。

同条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する基準を定めるため、同条例を制定するものであります。

生後6ヶ月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」を令和8年度から全国の自治体で実施することとなります。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める値基準をもとに、条例で定めることが必要であることから、新たに制定するものであります。

次のページをご覧ください。条例の概要です。

乳児等通園支援事業所の一般原則、設備の基準等や職員配置基準等の規定を定めております。

この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

男鹿市では、船越こども園が実施園となります。

別冊1資料が条例案となります。

私からは以上です。

【教育長】

ありがとうございました。

議案第16号について説明がありました。

このことについて、ご質問ございましたらお願いいたします。

【三浦委員】

別冊のほうで、いただいた資料の中で、この条例の中で第3条のところ、3行目ですかね。「管理者を含む。」で、「が乳幼児等通院支援を提供することにより」云々と続いているのですが、3行目のこの「含む」の次の「。」って、いらぬのではないですかね。違いますかね。

【教育総務課長】

今のご指摘の点でございますが、国の方から示してある条例の案が、こういった形で示されております。

【教育長】

他にございませんでしょうか。

はい。齊藤委員どうぞ。

【齊藤委員】

条例案が国から降りてきてそれを市がそのまま使って、市の方で独自でアレンジした条項は特になぬという理解でいいですか。

【こども未来課主幹】

設備及び運営に関する基準に関しては、国の定めによるものですが、現在細かい部分に関して、船越こども園で実施する人数だとか、運用に関しては、このあと要綱で定めることとなっております。

この条例に関しては、例えば今の船越こども園でなくても、この他の施設とか、例えば支援センターとか、いろいろな所で実施する想定がありますので、まず国の基準で定めて、そのあと細かいところを要綱で定めるということにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

【教育長】

条例の文言そのものは、国が示したものであるということですね。

【こども未来課主幹】

はい。概ねそのようなことで定めておまして、市の内容に関しては要綱ですので、国に準じてやっているものであります。

【教育長】

他にございましたらお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

【教育長】

ご質問ないので議案第16号は「異議なし」とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】

それでは議案第16号は、「異議なし」とすることに決しました。

【教育長】

次に議案第17号「男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局から説明お願ひします。

【教育総務課長】

それでは議案第17号「男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(案)に関する意見について」です。

同条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、児童福祉法の一部改正に伴い、条項を引用する関係条例を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

7 ページをご覧ください。

関連条例 3 本の一部改正となります。

一本目「男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」です。

第 13 条は、虐待等の禁止の引用法令の改正の内容です。

児童養護施設や障害児施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みが設けられています。

この度、保育所等における虐待等への対応についても同様の仕組みを設けるものであります。

今回の改正で追加され、男鹿市が関係する家庭的保育事業施設は、若美ベビー園といづみ幼稚園となります。

第 18 条の利用乳幼児及び職員の健康診断の改正内容は、現在、男鹿市の保育施設では、入園するにあたり集団健診時に欠席していた児童や、年度の途中入園した園児については、園の嘱託医まで行って検診をし、その結果をもって入園といった流れで進めております。しかしながらこの度の改正により、市町村で実施している乳幼児健康診査の結果により、入園が可能となるものです。

これにより、保護者や施設の負担軽減に繋がります。

2 本目「男鹿市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」は、第 25 条に、幼保連携型認定子供園、幼稚園について追加するものであります。

先ほど説明いたしました、児童福祉法の虐待に係る条例改正と同様の内容で、幼保連携型認定こども園の職員は認定こども園法に基づき、幼稚園職員は学校教育法に基づき、改正する内容を追加するものであります。

3 番目「男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」も、同じく虐待に係る改正内容と同様の改正であります。

3 本の条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

【教育長】

ありがとうございました。

議案第 17 号について事務局から説明がありました。

ご質問ございましたらお願いいたします。

(質問なし)

【教育長】

よろしいでしょうか。

ご質問ないようですので議案第 17 号は、「異議なし」とすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】

ご異議ないようですので議案第 17 号は、「異議なし」とすることに決定いたしました。

【教育長】

それでは次に、議案第 18 号「男鹿市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

それでは議案第 18 号「男鹿市立小中学校管理費規則の一部を改正する規則について」です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 1 項の規定に基づき制定するものであります。

提案理由は、春季休業日の日数増加による教職員の業務負担軽減と、教育委員会への提出文書の削減による業務効率化を図るため、本規則の一部を改正するものであります。

10 ページ目をご覧ください。

改正前の春季休業日の「4 月 3 日まで」を、「土日を除く 4 日間」に、教育課程の年間計画の届け出日を「4 月末まで」を「6 月初旬」に改正するものであります。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からです。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま、議案第 18 号について事務局から説明がありました。

ご質問ございましたらお願いいたします。

【齊藤委員】

1 つだけ確認をさせて頂きたいのですが、改正後の第 6 条の 2 項のところで、校長は、当該年度に実施すべき教育課程の年間計画を 6 月初旬までに教育委員会へ届け出ること、に改めているのですが、多分先生の負担を考えて期限を 4 月から 6 月にしたということだと思のですが、学校の行事とかにしわ寄せとかが来ないということでもいいですよ。6 月までに年間計画を提出ということは、4、5、6 月をすでに過ぎた時点で提出することになるのですが。

あと、改正前の規則って「4 月末」までとなっていて、「4 月末日」までにという「日」がついていないのですね。

【こども未来課長】

ご質問ありがとうございます。

今いただいたご質問で、6 月初旬までで問題ないのかということでもありますけども、これに関しては、前年度のものを踏まえて確認をしておりますので、その年度スタートの時点に関しては問題ありません。

そして何故こういう風にしたかと申しますと、実は 4 月末までに、市として出していただいていたものがありました。

それから 6 月になると県でも同様のものを求められていて、同じものを 2 回出すということで学校に負担をかけてしまったということなので、これを 1 つにまとめて、ちょっと時期は遅れるけども問題ないと判断してこうしております。

あとは「4 月末日」というのが正しいのでしょうか。わかりました。

ではこちらでもそれを参考にさせていただいて、今後は精査してやるようにいたします。

ありがとうございます。

【教育長】

他にご質問ございましたらお願いいたします。

(質問なし)

【教育長】

ご質問ないので議案第 18 号を原案の通り決定することにご異議

ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】

ご異議がないようですので、議案第 18 号は原案の通り決定されました。

【教育長】

次に、議案第 19 号「令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算(第 5 号)に関する意見について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【こども未来課長】

では、議案第 19 号「令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算(第 5 号)に関する意見について」説明をいたします。

資料の 11 ページと別冊の 2 の資料をご覧ください。

では、座って説明をいたします。

別冊の 2 では、1 ページをご覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 項児童施設費、補正額は 386 万 6,000 円であります。

子どものための教育保育給付費 303 万 9,000 円。これは国・県への交付金、公負担の精算に伴う返還金となります。

男鹿市内に住所がある子供が市外の保育施設に入園するときは、その施設に園児の年齢等に応じた給付費を支払う仕組みとなっております。

当初、市外の保育施設への入園予定が 0 歳児 1 名、1 歳児が 1 名の 2 名でありましたが、入園に至らなかったために返還となるものであります。

次に、一時預かり事業。幼稚園委託料及び負担金 82 万 7,000 円。

これについては、私立いづみ幼稚園で実施している事業です。

保護者が一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園が教育時間外に園児を預かるサービスであります。

現在いづみ幼稚園は午後 2 時に降園で、保護者の都合により午後 6 時まで預かることができる他、長期休業、夏、冬休み、春休みも対応しております。

前年度実績をもとに、当初予算を確保いたしました。延べ利用人数が大幅に増えており、年度末見込みで 652 名増える見込みであるために、増額補正をするものであります。

なお、委託料は市といづみ幼稚園との委託契約の委託費、負担金は国の保育料無償化制度で幼稚園預かり保育が無償化の対象となり、児童の預かり保育料を負担するものであります。

この資料には載っていないのですが、物価高騰対策として、予算書にはございませんが、別にお配りしている 1 枚ものの、「私立幼稚園物価高騰対策事業について」をご覧くださいと思います。追加資料 1 となっております。

現在、12 月補正で対応するために、昨日ちょうど市長査定を通ったところでありますので、説明をいたします。

国の経済対策として、高市新総理の総合経済対策を踏まえた政府の補正予算が 11 月下旬に閣議決定の見込みであります。

現在県と確認しながら進めておりますが、いづみ幼稚園の給食費、これは副食費に対して、昨年同様、食材料費の高騰分を補助するものとなります。

助成対象は、いづみ幼稚園の満 3 歳以上の児童 37 名に対し、1 名当たり 7,800 円。月にして 650 円、28 万 8,600 円を施設に対して補助いたします。

7,800 円の積算根拠は、いづみ幼稚園の副食費 4,200 円に、価格上昇分の 25% を乗じて、あらかじめ高騰分として給付されている公定価格 400 円分を差し引いた 1 年分として計算したものであります。

議決後、速やかに施設に補助していきたいと考えております。

こども未来課の分は以上です。

【教育長】

続いて湊課長。どうぞ。

【教育総務課長】

それでは私も座って説明させていただきます。

続いて、10 款教育費、5 項社会教育費、5 目公民館費は、80 万 3,000 円の追加です。船川北公民館体育館の屋根整備手数料であります。

10 月上旬に屋根の一部の剥離が確認されました。即手当をし、整備する必要があったため、既存の予算で対応しております。本日から補修が始まり、今、補修をしている真っ最中でありまして。今日中で修繕の方は終了するというところで、報告を受けております。

2 ページ目をご覧ください。繰越明許費についてであります。

10 款教育費、3 項小学校費、船越小学校屋外運動場整備事業 5,800 万円でありまして。

繰越理由は、国庫補助金である学校施設環境改善交付金の採択が未定で、着手できず、かつ工期が 6 ヶ月必要であることから、繰り越しをお願いするものであります。

続いて、債務負担行為です。

統合型校務支援システム保守業務で、限度額は 267 万 6,000 円。

こちらは小中学校統合型校務支援システムの保守業務であります。全県統一で導入している校務支援システムの令和 8 年度の保守業務について、4 月 1 日から保守業務を令和 7 年度内に、令和 8 年度の委託契約を民間事業者と契約するため、債務負担行為を設定するものであります。

図書館・船川港公民館清掃業務で限度額は 322 万 3,000 円。

市民ふれあいプラザ舞台操作業務で限度額は 318 万 8,000 円。

市民ふれあいプラザ清掃業務で限度額は 259 万 6,000 円で、先ほどご説明した内容と同じく、令和 7 年度内の契約が必要なため、債務負担行為を設定するものであります。

こちらに市民文化会館の舞台操作業務の 816 万 9,000 円の限度額も記載しておりますが、こちらは文化スポーツ課の方の所管となりますので、よろしく願いいたします。

補正予算の説明は以上です。

【教育長】

事務局から議案第 19 号について説明がりましたが、ご質問ございましたらお願いいたします。

(質問なし)

【教育長】

ご質問ないようですので議案第 19 号を原案の通り承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】

ご異議がないようですので、議案第 19 号は原案の通り承認していただき、令和 7 年 12 月男鹿市議会定例会に提案することといたします。

【教育長】

次に、日程第 5 報告事項を一括して議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

それでは 12 ページをご覧ください。

報告事項(1)、事務局職員の人事異動について。

男鹿市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき、職員の任命について専決しましたので、ご報告いたします。

船川北公民館の会計年度任用職員、菊池貴之さんの病気休暇期間の補充として 6 月 1 日から 9 月 30 日まで、伊藤文興さんを採用しておりましたが、9 月 30 日付で退職しております。

また、図書館の会計年度任用職員、天野加奈子さんが 10 月 31 日付けで退職しております。

続いて、採用ですが、船川第一小学校に、会計年度任用職員として、千葉恭子さんを 9 月 24 日から採用しております。

中国から転入してきた、船川第一小学校の 3 年生児童のサポートに当たるため、1 名増員しているものです。

また、船川北公民館では 10 月 1 日から会計年度任用職員として、佐々木本和さんを採用し、図書館に 11 月 1 日から会計年度任用職員として、原田和香子さんを、採用しております。

3 名とも令和 8 年 3 月 31 日までの、任用としております。

菊池さんは現在、病院で療養中でありまして、2 ヶ月ごとに医師から診断書をいただいている状態です。

今後の回復状況が不透明な部分もあり、状況によって判断し、引き続き、採用していきたいと考えております。

続いて 13 ページをご覧ください。

報告事項(2)男鹿市成人式明日を創る成人の集いについてです。

今年度の成人式は令和 8 年 1 月 11 日日曜日 13 時から男鹿市民文化会館大ホールで開催いたします。

内容は、市主催となる式典と、実行委員が主催となる集いの二部構成です。

現在 9 名の実行委員が打ち合わせを重ね、準備を進めております。

今年度の対象者は、平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日に生まれた本年度中に 21 歳の誕生日を迎える方が対象です。男女合わせて 117 名の方が対象となります。

地元で育った成人をみんなで応援しようをもち、人生の先輩達からお祝いメッセージを募集しております。

今日、委員の皆様にもお配りしておりましたが、こちらのメッセージカード、こちらについて今ご説明をいたします。

こちらのメッセージカードに、短い一言でも大歓迎です。形式は自由です。イラストを添えてもらっても構いません。委員の皆様が 20 歳だったころの思い出話でも大丈夫です。ぜひ、成人される若者たちに向けたメッセージを記入していただきたいと思っております。カードを入れるお祝いポストを市役所、若美支所、各コミュニテ

イセンター、いとく市民サービスセンターの窓口や無印良品いとく男鹿ショッピングセンターの方に設置しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて14ページをお願いいたします。

報告事項(3)、令和7年9月定例会における一般質問について、教育委員会関連について報告いたします。

質問者は3名で、田井議員は、児童ポルノ被害防止対策について、鈴木元章議員からは、教職員の負担軽減に向けた取り組み及び休職している教員への対応とメンタルヘルス対策について、蓬田議員からは、国際社会に通用する人材育成についての質問がありました。

田井議員の質問に対する答弁ですが、市ではこれまで小中学生が性的被害に遭ったとの報告はありませんが、インターネットやSNSをツールとして容易に情報の入手、発信ができる時代において、関係機関等が連携して未然防止のための取り組みを進めております。

中学校では情報モラル教育を中心として、安易な個人情報の開示や、アップロードの危険性について理解を深める学習を実施しております。

また、学校と保護者が連携した取り組みとしては、PTAでの情報モラルに関する情報提供や、フィルタリングの設定について協力を依頼しております。

学校と関係機関等が連携した取り組みとしては、警察との連携により、児童生徒や保護者を対象に防犯教室を開催して、注意喚起を促すとともに、不審者情報等の共有を迅速に行っております。

今後も、インターネットやSNSを起因とする新たな被害の動向を注視していく必要がありますと答弁しております。

続いて鈴木元章議員の質問に対する答弁ですが、教職員の負担軽減策の実施については、学校での調査依頼の削減や、学校に提出を求める文書の簡素化、教員研修の厳選など、負担軽減に向けて不断の見直しを行って参りました。

法定帳簿の電子化を進めるとともに、成績処理や出欠管理、指導記録をデータ化することで、業務の一層の効率化を図っております。

学校生活支援員を配置し、部活動支援員も配置し、学習支援員と休日の部活動を担当する地域指導者を拡充するなど、教員のサポート体制の充実にも努めております。

教員の超過勤務時間の推移を見ますと、1人当たりの1ヶ月における、超過勤務時間の平均は減少傾向にあり、負担軽減に繋がっているとの報告が上がってきております。

今後も、教職員一人一人が心身の不調を未然に防ぎ、健やかな精神状態を保つための情報を提供し、セルフケアを勧奨していくとともに、業務の負担軽減、スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実や県教育委員会によるメンタルヘルスに係る研修講座の活用など、学校への指導助言を継続し、教職員のメンタルヘルス支援体制の充実にも努めて参りますと答弁しております。

蓬田司議員の質問に対しては、人材育成に関しては、令和4年度からの学力の向上、コミュニティスクールを核とした学校と地域との連携による学校づくり、男鹿に特化したふるさとキャリア教育の推進の3つを人材育成の柱にし、施策を展開して参りました。

今後の方針としては、人材育成の3つの柱を強固にしていくことをビジョンとして、土台となる非認知能力の育成と関連させながら、施策の一層の充実を図って参ります。

また、所管換により、教育委員会に新たに配置した幼児教育担当指導主事と、小中学校担当指導主事による保育園・こども園と小学校への訪問をはじめ、保育士と小学校教員の協働による架け橋期カリキュラムの作成や、就学前教育と小学校教育の円滑な継続に関する合同研修会の開催など、新規の取り組みを展開して参りました。

これらの取り組みにより、保育士と小学校教員の双方に幼児教育保育の共通点と相違点についての理解が深まりつつあるととらえております。

幼児教育保育と小学校教育の円滑な接続を進める出発点は、保育士と小学校教員の相互理解であり、このことが良好に進んでいると認識しております。

また、本市では、子供たちの英語によるコミュニケーション能力を育みながら異文化理解を深める施策として、国際教養大学との連携協定を機に、平成 23 年度から留学生との交流事業を推進しております。

国際教養大学留学生との交流は、子供たちの英語によるコミュニケーション能力の向上や、異文化理解の深まりとともに、学びに向かい合う力やチャレンジ精神の向上にも連動していくことから、内容の工夫改善を図りながら、継続して参ります。

と答弁しております。

説明は以上です。

【こども未来課長】

では 19 ページをお開きください。

報告事項(4)について報告をいたします。

子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付として、令和 8 年度からこども誰でも通園制度がすべての自治体で実施されることとなります。

この事業の目的は、すべての子育て家庭に多様な働き方、ライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するというものです。

男鹿市では、通常の利用に加えて、特に子育てに不安を抱えている家庭や、見守りが必要な家庭に子育て健康課内にあるこども家庭センターと連携をして、支援の強化を行って参ります。

実施する園は、船越こども園で、開始は令和 8 年 4 月 1 日となります。

利用対象は生後 6 ヶ月から満 3 歳未満の保育園に入園していない子供で、月 10 時間が上限で 1 日当たり 2 時間の利用を想定しております。

利用料は、保育料と同様無料で、特に支援を必要な家庭の利用促進、こども家庭センターと連携して働きかけて参ります。

期待される効果としては、主に育児の孤立防止と、発達や家庭状況に応じた、各関係機関への早期のつなぎなど福祉的な支援の拡充であります。

現在、男鹿市では未就園児を対象とした一時保育を全園で実施していますが、こども誰でも通園制度との住み分けを 4 の表にあらわしております。

こども誰でも通園制度は、子供主体の目的で、家庭と異なる経験や他の子供達や保護者との交流などの利用。利用年齢のクラスに余裕がある場合の受け入れで、月 10 時間を上限とします。

一方、一時保育事業は保護者の立場からの利用であり、主に就労、病気などの理由で月 14 日間まで。1 日 1,110 円の料金が発生いたします。

船越こども園は、一時保育のための専用室があり、専用の保育士が保育を行っております。

スケジュールとしては、令和 8 年 4 月の実施に向け、条例制定や利用者への周知、職員の研修等を予定しております。

では、項目にはないのですが、6つ目として現在猛威を振るっています市内各園、学校のインフルエンザの罹患状況について報告をいたします。

冒頭に教育長からもお話が少しあったのですが、11月に入ってからインフルエンザ等の感染症への罹患、学級閉鎖が非常に増えております。

園では、現在閉鎖はありませんが、園によって多少の違いはあるものの、多いところでは3分の1が風邪症状にある、または欠席といった状況の園もあります。

また小学校では、これまで船一小、美里小、男鹿東中学校でインフルエンザによる学級閉鎖の措置をとっております。

現在閉鎖中なのは、冒頭で、教育長がおっしゃった通りであります。

インフルエンザの他にも、マイコプラズマですとか、発熱等の風邪症状合わせた、そういった具合の悪い罹患率は全市小学校で、ただいま9.3%の子供が具合が悪いと、風邪症状を起こしていると。

同じく中学校では16.8%まで上がっております。

今、罹患率が高くない脇一小、船越小も兄弟などからの感染拡大が今後予想されますので、引き続き状況を見守りながら、必要な指導、助言を行っていきたいと思っております。

最後に、追加資料の2になります。

ご覧ください。学校や園におけるクマ対策について報告をいたします。

1 ページ目、学校での対応は、マニュアルやフローの徹底、スプレー、鈴、爆竹の配布、保護者の送迎依頼、野外活動の制限などの他、25日からは、スクールバスの乗降場所をできるだけ自宅近くに変更、また、柿や栗などの木も伐採をしております。

また、園の対策は、裏面をご覧ください。全園で熊の出没想定避難訓練を実施しております。これは、先日、船川保育園のものがニュースでも紹介されましたが、保育士が熊に扮して迫真の演技で行っております。

また、猟友会、警察、市の農林水産課からも協力を得ながら、クマの生態ですとか、鋭い爪を実際に触る貴重な機会ともなっております。

園や児童クラブのスプレー、鈴、笛やホーンについては、昨年度から、早くからの整備を行ってきておりますので、必要数は整備されている状況となっております。

今後、見守りをしてくださっている見守り隊の方々にも各箇所には1本ずつぐらいはクマ撃退スプレーを配れば、より安心に繋がると考えて、現在、そのための準備を間もなく整えるということができるところまでできております。

もう少しすれば、冬眠する時期が来るかなとは思いますが、ただ今年の場合本当に冬眠するのか、冬になっても熊が餌を求めてやってくるのかといったところが戦々恐々としているところです。状況を正しく把握して対応して参りたいと思えます。

報告は以上です。

【教育長】

事務局から報告事項として新たにインフルエンザ、それからクマ対応も含めて、説明がありました。

ご質問ございましたらお願いいたします。

【三浦委員】

追加資料2の中の、クマ対策です。11月いっぱいまでは、とりあえず基本的に、可能な限り親御さんが所定の場所までは送迎をするという形になっていると思う

のですけど。11月いっぱい様子見て、12月は、まだクマの状態どうなるかわからないので、判断基準というのは、やっぱり目撃情報があるかどうかで変わってくるのでしょうかね。その辺の基準って何かあるのでしょうか。その辺を教えてください。

【こども未来課長】

ありがとうございます。

私共もそこが一番判断に迷うところであると思っていて、今おっしゃられた通りに目撃情報がなくなっていることが前提で、それで解除することにはなりませんけども、農林水産課から逐一すごく詳しい情報をいただいておりますので、まずそこを中心として、あと警察とか猟友会の方にも相談をしながら、もう解除しても絶対100%安全ですと言われたら解除したいと思います。

十分に安全が確認された段階で解除ということは、できるだけ努めて参りたいと思います。

【教育総務課長】

私からはスクールバスの対応について説明します。乗降場所を自宅の近くの方に変更していただきたいという希望があった保護者への対応を11月25日、来週の火曜日からスタートすることになります。

冬季休業日の前日までは、同じ対応でいきます。

【教育長】

古仲委員さん、北浦とか向こうの子供たちは、船一小も南中もそうですけども、スクールバスで通学していますけども、例えば自宅からスクールバスが止まる場所までだとか、もっとこうした方がいいですよとか、ご意見ございましたらお願いします。

【古仲委員】

はい、ありがとうございます。

幾らでも近くに降ろしてくれれば、それはすごく助かると思うので、本当にありがたい対応だと思いますけど、ただ、やっぱり道路沿いじゃない家庭もあると思うので、その辺りはちょっと難しい、やっぱり、どうしても親が行かざるをえないところが、あるのかなあという感じです。

【教育長】

バスが入っていけない箇所もあるのでしょうかね。

【教育総務課長】

そうですね。今回いつもスクールバスを利用されている方が181名おりますが、そのうちの37名の方から、自宅前の近くに変更してもらいたい、乗降場所を変更してもらいたいということで、希望がありました。

こちらの方で精査しまして、ルート変更の方を整えました。

ただ6名の方には、やはり小路が狭くてバスが入っていけないとか、あとちょっと回転が難しく、今までと同じ乗降場所での乗降をお願いしたところでございます。

【教育長】

この後もできる限り保護者からの要望に沿うような形で、できる限り安全確保を進めていきたいと思っております。

【教育長】

報告事項について、他にご質問ございましたらお願いいたします。

【古仲委員】

19 ページのこども誰でも通園制度ですけれども、生後6ヶ月から満3歳未満の未就園児で想定2時間ということなのですけれども、何を2時間くらいで考えられているのかと。あと、今時点で船越こども園だけってということなのですけれども、例えば、北浦とか遠いところから預けると、多分、家で何か用事足そうと思うと、1時間行って帰って時間を使うので、あともう家でやれることはもう1時間しかないという、船越だと2時間使えて、北浦だと1時間しかなくて、用事にもよりますけれども、何かそのあたり、もし、通う時間を少し差っ引いてくれるとか何かあれば、使いやすいのかなと思って。

【こども未来課主幹】

そうすれば、お答えさせていただきます。

一時保育というのを実施しており、今年度からは男鹿市内全部の保育園でやっております。北浦保育園に関しても、一時保育をやっております。保育園に入っていないお子さんが、例えば家の用事で一時的に家での保育ができない場合に関しては、1日お預かりできる制度が現状あります。来年度から実施することも誰でも通園制度は、子供のために定期的に同じ月齢のお子さんとは遊ばせたいとか、家族以外の大人の方と触れ合いさせたいというような子供の成長のために、通うというようなスタイルでやります。国の方でも月10時間というような設定ですので、通常、お母さんが家にいるときでも、保育園に預けてみたいとか、他の子と遊ばせたいなっていうようなときにでも預けていただくような制度になっております。現在、船越こども園といろいろ打ち合わせをしておりますが、午前中給食を食べる前で考えており、長時間預けると泣いちゃう、月10時間は、国で設定した時間なのですが、2時間くらいであれば保護者が一緒でもいいのではないかなど協議しているところです。保育園を体験する、あとは引きこもりの方はいないと思いますが、例えば外国籍の方や、働いていないけれども子育て大変だなと思っている保護者もいると思いますので、そういう情報を、子育て健康課の保健師さんからいただいて、こちらの方から通ってみませんかというような形で、子育ての孤立防止していきたいというようなことで現在、調整しております。

【教育長】

今現在男鹿市で実施している事業でも十分対応できるということですね。

他にご質問ございましたらお願いいたします。

(質問なし)

【教育長】

よろしいでしょうか。

それでご質問ないようですので報告事項については、以上とさせていただきます。

すべて終わりましたので、以上をもちまして、令和7年第5回教育委員会会議を閉会といたします。

大変お疲れ様でした。

【教育総務課長】

次回の教育委員会会議ですけれども、来年の2月16日で調整しているところです。同時に、総合教育会議も、この当日2月16日に開催したいと考えておりますので、今調整中です。よろしくお願いいたします。

以上です。